

養蜂に関する各種手続きについて

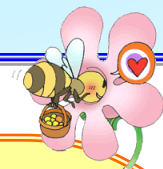
蜜蜂飼育届に関する手続き



- ・養蜂振興法に基づき、蜜蜂を飼育する全ての者に「蜜蜂飼育届」の提出が義務付けられています。
- ・飼育届には、毎年1月1日時点の飼育状況や飼育計画を記載して、1月末日までに住所地のある市や町の畜産担当部署を經由して県へ提出願います(手数料はかかりません)。

注)様式は、住所地の市・町畜産担当部署で受け取ることができます。4枚複写式となっていますので、複写の内1枚は提出者本人の控えとして切り取って、保管してください。

蜜蜂転飼許可申請に関する手続き



・蜂蜜などを譲渡することを目的として、住所地以外の場所で蜜蜂を飼育される方、及び譲渡目的外でも住所地以外の場所で6群以上飼育される方は、山口県蜜蜂転飼条例に基づき、あらかじめ転飼場所や蜂群数、転飼期間を記載した「蜜蜂転飼許可申請書」を提出し、事前に知事の許可を受ける必要があります。

・申請書には、蜜蜂の群数に応じた金額の県収入証紙を貼付し、「土地貸与承諾書・土地利用申出書」を添付して、転飼しようとする年の前年の10月末日までに、転飼場所の市や町の畜産担当部署を經由して県へ提出してください。

・市町へ提出する前には、必ず転飼先の山口県養蜂組合支部長に対して、近隣の飼育者との競合がないか等、申請内容の確認依頼を行ってください。

・転飼場所によっては、双方の話し合い等により場所や群数の調整を行っていただくことがあります。

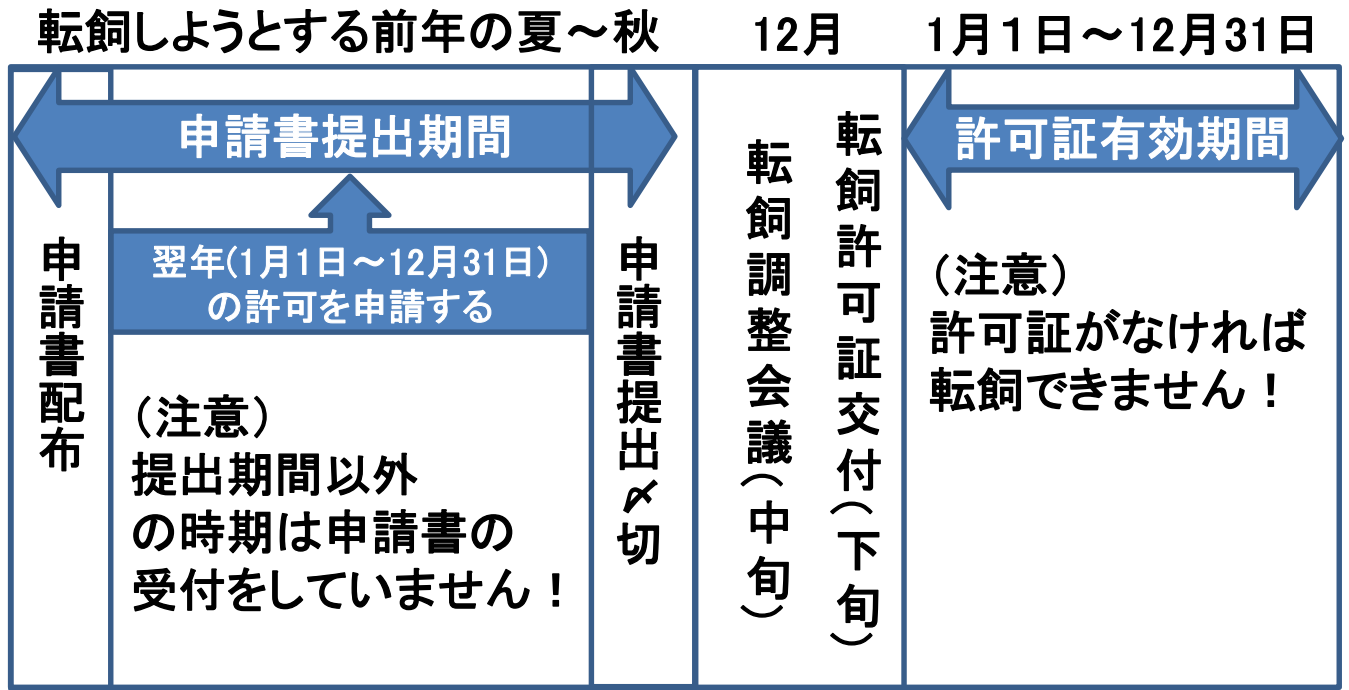
注1)手数料金額：1場所1群につき150円、但し16群以上の場合は群数に関係なく1場所2,300円です。

注2)様式は、転飼先の市・町畜産担当部署で受け取ることができます。4枚複写式となっていますので、複写の内1枚は提出者本人の控えとして切り取って、保管してください。

注3) 申請期限を厳守してください。また、許可を受けずに転飼を行うことは違法となります。

※御不明な点がございましたら、お近くの県農林(水産)事務所畜産部にご相談ください。

【蜜蜂転飼許可申請の流れ】



※詳細な提出スケジュールは、申請書配布時に毎年通知します。

相談先

窓口	連絡先	管轄市町
柳井農林水産事務所畜産部 (東部家畜保健衛生所)	〒742-0031 柳井市南町1-10-3 TEL:0820-22-2416 FAX:0820-22-2453	下松市、岩国市、光市、 柳井市、周南市、周防大島町、 和木町、上関町、田布施町、 平生町
山口農林水産事務所畜産部 (中部家畜保健衛生所)	〒754-0897 山口市嘉川671-5 TEL:083-989-2517 FAX:083-989-2518	宇部市、山口市、防府市、 美祢市、山陽小野田市
下関農林事務所畜産部 (西部家畜保健衛生所)	〒750-0421 下関市豊田町殿敷1892 TEL:083-766-1018 FAX:083-766-0239	下関市
長門農林水産事務所畜産部	〒759-4401 長門市日置上1251-6 TEL:0837-37-5606 FAX:0837-37-5611	長門市
萩農林水産事務所畜産部 (北部家畜保健衛生所)	〒758-0061 萩市椿3621-1 TEL:0838-22-5677 FAX:0838-22-2285	萩市、阿武町